

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その53：スウェーデン政府の感染対策強化)

令和3年12月10日

【ポイント】

○12月8日から、スウェーデン政府は、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を強化しました。

【本文】

- 1 12月8日、スウェーデン政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大及び医療負荷の増加のため、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を強化しました。この感染症予防対策強化は、別途公表されている新型コロナウイルス感染症感染予防対策の強化に関する行動計画に基づくものであり、今回の措置は3段階のうち1段階目で、状況が更に悪化した場合には段階的に対策が強化されます。
- 2 今回の措置は、人と人との接触の緊密度合を減少させるための勧告です。
 - ・ 雇用者に対しては、労働者が一定程度在宅勤務できるようにすること。
 - ・ 高等教育機関（大学、職業学校、自治体の成人教育施設等）に対しては、人数の多い集まりにおける対人距離の確保等の感染予防対策を講じたうえで、現場での対面授業を行うこと。
 - ・ 学校に対しては、コンサートや終業式等の際に、敷地内に拡散して実施するなどの感染予防対策を講じること。
 - ・ サービス提供者に対しては、混雑を回避するなどの適切な感染予防対策を講じること。
 - ・ 成人に対しては、公共空間で社会的距離を確保し、混雑した場所を避け、可能な限り公共交通機関以外の交通手段を利用すること。
 - ・ 移動中の者に対しては、混雑時及び公共交通機関において社会的距離が確保できない場合（長距離・短距離の別、バス、電車、タクシー、船等の手段を問わない）は、マスクを着用すること。
 - ・ 公共交通機関に対しては、混雑を回避できるよう、運行頻度を維持すること。

詳細は、スウェーデン政府の公式サイトをご確認ください。

●感染予防対策行動計画（スウェーデン語）

<https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/departementsserien-och-promemorior/2021/12/regeringens-atgardsplan-for-inforande-av-smittskyddsatgarder/>

●政府新型コロナウイルス感染症感染予防対策のプレスリリース（スウェーデン語）

<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2021/12/regeringen-presenterar-atgardsplan-for-inforande-av-fler-smittskyddsatgarder-fran-och-med-8-december-2021/>

- 3 日本政府は、スウェーデンに対する「オミクロン株に対する指定国・地域」への指定を継続するとともに（措置（20））、検疫所長の指定する宿泊施設にて6日間の待機となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域への指定も継続しています（措置（17））。
なお、現時点でスウェーデンから出国する場合に影響するものではありませんが、12月3日に「水際対策強化に係る新たな措置（21）」が、12月9日に「水際対策強化に係る新たな措置（22）」が公表され、デルタ株等のオミクロン株以外の変異株による宿泊施設にて3日間待機の対象となる指定国・地域及び6日間待機の対象となる指定国・地域からの帰国者・再入国者等に対しては、順次、宿泊施設での3日間又は6日間の待機を求めず、14日間の自宅等待機措置に切り替えることとされました。

詳細は、外務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、内閣官房新型コロナウイルス感染対策推進室等の公式サイトをご確認ください。

●新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

●国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

●国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

●新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について（出入国在留管理庁）

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

●水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

上記ページ中に、各措置に関するリンク先が含まれており、頻繁に更新されています。

12月9日現在、措置（17）、措置（20）、措置（21）、措置（22）及び水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域に関するリンク先は以下のとおりです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833913.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860773.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000862661.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000864897.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860079.pdf>

●水際対策強化措置に係る新たな措置（最新情報）（内閣官房新型コロナウイルス感染対策推進室）

https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html

4 これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/>

●スウェーデン公衆衛生庁公式サイト

○新型コロナウイルス対策（英語）

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/the-public-health-agency-of-sweden/>

○新型コロナウイルス対策（スウェーデン語）

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/smittskydd-beredskap/utbrott/aktuella-utbrott/covid-19/>

●スウェーデン警察公式サイト

○入国規制（英語）

<https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/travel-to-and-from-sweden/>

○入国規制（スウェーデン語）

<https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/>

○入国規制に関するQ&A（英語）

<https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/faq/>

○入国規制に関するQ&A（スウェーデン語）

<https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/fragor-och-svar-om-det-tillfalliga-inreseforbudet/>

●スウェーデン外務省（渡航制限、スウェーデン語）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

●法務省

○新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html>

○出入国在留管理庁（海外からの入国）

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00151.html

●外務省

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に関する措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）（外務省海外安全ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ】

日本への上陸拒否

+81(0)3-3580-4111（内線 4446, 4447）（法務省出入国在留管理庁）

日本入国時の査証関連手続

日本国内から：0570-011000

（外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション）

日本の検疫制度

水際対策強化に係る新たな措置(19)コールセンター

0120-220-027

0120-248-668

050-1751-2158

海外から+81-50-1751-2158、日本語、英語、中国語及び韓国語に対応

受付時間：9時から21時まで（日本時間、土日祝日を含む。）

具体的な申請に関するご相談は、申請先の業所管省庁にお願いします。

上記以外の水際対策一般

日本国内から：0120-565-653（厚生労働省相談窓口）

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語及び韓国語に対応）

受付時間：9時から21時まで（日本時間、土日祝日を含む。）

【その他の問い合わせ先】

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：<http://www.se.emb-japan.go.jp/>
